

答 申 第 74 号
平成 21 年 3 月 31 日
(2009 年)

西 宮 市 長 様

西宮市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 中 山 正 隆

西宮市情報公開条例第 15 条第 2 項の規定
に基づく諮問について (答 申)

平成 20 年(2008 年) 12 月 8 日付で諮問のありました事案について、別紙のとおり答
申します。

答 申

第1 審査会の結論

「滞納者個人カードにおける経過記録」を非開示とした処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての経過

異議申立人は、平成20年8月27日に「滞納者個人カードにおける経過記録(以下「本件文書」という。)」を実施機関、西宮市長に請求したが、同年9月5日付けで実施機関は「本件文書」を非開示とする決定を行った。

これに対し、異議申立人は「本件文書」を非開示とした決定を不服とし、同年9月9日異議申立てに及んだものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書及び口頭で次のように主張している。

(1) 実施機関は、「本件文書」が西宮市個人情報保護条例(平成15年西宮市条例第24号。以下「個人情報保護条例」という。)第19条第1号(法令秘に関する情報)同条第5号(審議、検討又は協議に関する情報)同条第6号ア及びイ(事務に関する情報)であるとして非開示決定を行なった。

(2) しかしこれは、下記の点において理由にならない。

実施機関は「本件文書」が地方税法第22条に該当する納税者の秘密に関する情報であるとしているが、納税者本人に対する秘密は存在しないはずである。

実施機関は「本件文書」を審議、検討又は協議に関する情報であるとしているが、面談の結果が正しく記録され、自己に関する情報がどのように利用されているかを知る権利は個人情報保護条例の目的そのものである。

実施機関は「本件文書」を開示することにより、事務に支障を及ぼすとしているが、納税者本人に知らせることが出来ない情報を基に、事務が一方的に進められているとすれば、守られるべき個人の権利利益が害されることになる。

(3) よって、「本件文書」を非開示とした処分は、個人情報保護条例の解釈を誤ったものであるため、処分を取消し、全部開示を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件文書を非開示とした処分理由説明書及び口頭での意見聴取において概要、次のように主張している。

1 諮問に至るまでの概要

- (1) 平成20年8月27日、申立人は実施機関、西宮市長に対して、「本件文書」に記載された保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、「本件文書」を非開示とする処分決定を行い、同年9月5日付けで異議申立人に通知した。
- (3) 平成20年9月9日、申立人は、「本件文書」を非開示とした処分を不服として、個人情報保護条例第44条第1項の規定に基づき本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った。

2 本件処分の理由

- (1) 個人情報保護条例第19条第1号に該当する理由

地方税法及び国税徴収法等によって得られた情報を記録した「個人カード」を開示することは、地方税の調査に関する事務に従事している者等が、その事務に関して知り得た秘密を漏らすことになり、地方税法第22条の規定に抵触する。

- (2) 個人情報保護条例第19条第5号に該当する理由

「個人カード」に記録した情報等をもとに、市としての滞納整理の方針を決定しているものであり、これを開示することは、今後の滞納整理に影響を及ぼし、意思決定の中立性が損なわれるとともに、内容又は状況等によっては滞納者自身への影響も考えられ、市民に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに利益若しくは不利益を与えることとなる。

- (3) 個人情報保護条例第19条第6号ア及びイに該当する理由

徴税吏員が行う質問又は調査については法的根拠があるというものの、「個人カード」を開示することは、滞納者等から適正な情報が得られなくなり、正確な事実の把握を困難にするおそれが生じるとともに、関係情報を知らしめることから、滞納処分に当たり、滞納者等による回避行為がなされ、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にし、今後の質問又は調査に重大な影響を与える。また、滞納者に対する調査及び滞納処分を行う納税に関する交渉などの事務に支障が生じ、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、市の税債権の適正な課税及び徴収という税務行政に重大な支障が生じることにもなる。

第4 審査会の判断

本件請求に関わる異議申立てについての本審査会の判断は、以下のとおりである。

1 本件対象公文書

異議申立人は税務部納税グループの窓口における徴税吏員との面談記録を請求しているが、「滞納者個人カード」が開示対象公文書となったことについて意見聴取を行った結果、実施機関は滞納者との面談記録は作成せず、滞納整理上必要な情報のみを「滞納整理支援システム」に入力しており、当該システムで作成された「個人カード」を開示対象公文書とした実施機関の措置はやむを得ないものと判断する。

よって、本件審査で対象とする公文書は、第2 - 1に記載した「本件文書」である。

2 処分理由の検討と判断

(1) 本審査会では、「本件文書」に記載された情報が、滞納者本人の情報であるか、代理人（異議申立人）の情報であるかについて検討を行った。本件は、滞納者の代理人との交渉の記録につき、代理人本人（異議申立人）として開示請求している事案である。「本件文書」中、異議申立人の発言部分は、異議申立人の発言ではあるが滞納者に関する情報であり、滞納者の代理人としての発言であるため、その発言内容は滞納者個人に帰属することとなるので、「本件文書」のすべては滞納者の情報であると認められる。

よって、異議申立人の申立により個人カードを開示することは、個人情報保護条例第19条第3号に該当するものと判断した。

(2) 本審査会では、「本件文書」を確認した結果、当該文書は滞納者毎に作成されている文書ではあるものの、税の滞納整理のための行政情報が記載された文書であることが判明した。当該情報は、滞納者個人の税務に関する情報を含んでおり、これを開示することにより、税務行政の適正な執行に重大な支障を及ぼすおそれがある。

よって、「本件文書」は同条例第19条第6号アに該当し、非開示はやむを得ないものと判断した。

(3) 本審査会では、個人情報保護条例第20条第1項及び第2項による部分開示を検討したが、「滞納者個人カード」であるため、開示請求者（異議申立人）以外の個人の識別が容易であり、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがあるため、部分開示には適さないと判断した。

第5 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のように答申する。

なお、審査の経過は別紙のとおりである。

別紙

審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
平成20年12月8日		諮問書を受領
平成21年1月19日	第154回審査会	実施機関から意見聴取
平成21年2月18日	第155回審査会	答申案の検討審議
平成21年3月25日	第156回審査会	答申案の検討審議
平成21年3月31日	-	答 申